

青森県報

第三千七百七十二号

平成二十五年
十一月二十日
(水曜日)

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……一
漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……一

公告

建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……二
右 同……………(県民局) ……二
……………(同) ……二

告示

青森県告示第八百六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年五月七日農林水産省告示第五百七十号

二 保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年五月七日農林水産省告示第五百七十号

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百七号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めただので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十六年一月六日から同月十六日まで

備考

一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業

二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十

一号の各漁業権漁場の区域

三 操業期間 平成二十六年二月一日から同年七月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田嶋建設株式会社

二 代表者の氏名 田嶋 定治郎

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字上平一八四の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第六三六二号

五 取消年月日 平成二十五年十月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社セイワ工業

二 代表者の氏名 漆畑 清人

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字内蛭沢道ノ上二三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三七〇九号

五 取消年月日 平成二十五年十月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年九月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭